

## 「海洋の安全保障小委員会」報告書

平成29年9月22日

本小委員会は、平成28年度参与会議意見書で提言された次期海洋基本計画における主要テーマの一つである「海洋の安全保障」に関して審議するために、基本計画委員会の下に設置された。

本小委員会では、最近の海洋を巡る情勢の変化への認識を共有し、我が国の海洋の安全保障に係る海洋政策を貫く方針として、政府一体となった横断的で切れ目のない取組の推進の重要性を確認した。その上で、海洋基本計画において「海洋の安全保障」という新しい表現を用い、そこに含まれる具体的な施策によりこれを語ることとし、「海洋の安全保障」の内容を定めるとともに、次期計画における「海洋の安全保障」の観点からの海洋政策のあり方をとりまとめた。

## 1 情勢認識及びそれを踏まえた海洋の安全保障に係る海洋政策のあり方

### (1) 海洋を巡る情勢の変化

昨今の海洋を巡る情勢は著しく変化しており、安全保障を取り巻く環境も一層、厳しさを増している。

我が国周辺海域においては、排他的経済水域に対する度重なる弾道ミサイルの発射、中国公船等による尖閣諸島周辺への恒常的な領海侵入、中国軍艦の領海内の航行、我が国の同意を得ない排他的経済水域内での外国海洋調査船による活動、諸外国の漁船による我が国排他的経済水域内での違法な漁業、漁業資源の乱獲等、様々な課題が顕在化しており、対応が求められている。

また、海洋環境の汚染や、気候変動に起因するものを含めた海洋由来の大規模な自然災害への対策等も、我が国が海洋政策として取り組むべき重要な課題である。平成23年に発生した東日本大震災の教訓に基づき、海洋の分野においても、技術・研究開発や防災・減災のための様々な取組を進めてきているところであるが、将来の発生の可能性が指摘されている南海トラフ地震等の広域な地震や津波による災害も海洋における大きなリスクであり、これらに対する備えも必要である。

他方で、我が国の管轄を越える海域に目を向けると、南シナ海における海域等の領有を巡り、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づく、力を背景とした現状変更、既成事実化は、国際社会における深刻な懸念をもたらしている。我が国は、国際社会において「法の支配」に基づく

「開かれ安定した海洋」を維持・発展していくため、海洋の秩序維持に積極的に取り組む必要がある。

また、資源の大部分を輸入に依存する我が国の重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾では、近年低い水準で推移しているものの、本年に入り、実際に乗っ取られた事案も含めて、海賊等事案（公海上の海賊及び領水内の武装強盗の双方）が複数発生しており、海賊等を生み出す根本的な原因はいまだ解決されていないことから、引き続き防衛省、海上保安庁をはじめとした関係省庁等による対策が講じられている。近年では、再びマラッカ・シンガポール海峡や、スールー海・セレベス海においても海賊等事案が発生しており、シーレーンの安全確保は、我が国が引き続き取り組むべき喫緊の課題である。

こういった、複雑かつ多様な海洋における諸問題に対して、我が国が平和と安全を確保していくためには、様々な分野にまたがる関係省庁の取組について、より一層、政府としての総合的・統合的な判断のもとに、一体となった横断的な取組が求められ、戦略的に海洋政策を推進する必要がある。

## （２）海洋立国として取り組むべき我が国の海洋政策について

海洋基本法は、「我が国の経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献すること」を目的とし、同法に基づき海洋基本計画が策定され、これをもとに海洋政策が進められてきた。第２期の現海洋基本計画が策定から５年を迎え、次期海洋基本計画を検討するにあたっては、すでに述べた、海洋を巡る様々な情勢の変化や、国際社会の動向や、安全保障環境等を十分に考慮した計画を策定する必要がある。

本年４月に行われた総合海洋政策本部会合において、本部長である安倍内閣総理大臣からは、「我が国が海洋国家として、平和と安全、海洋権益を守り、『開かれ安定した海洋』を維持発展させていくためには、時代や環境の変化に目を凝らしながら、固い決意をもって、長期的、体系的な対策を講じていかなければならず、次期海洋基本計画では、『海洋の安全保障』を幅広く捉えて取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取組を強化し、海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する海洋状況把握（MDA）の体制確立や国境離島の保全・管理に万全を期す」との指示が出されている。

## ２ 海洋政策における「海洋の安全保障」の前提

## (1) 「幅広く捉える」

現海洋基本計画の策定以後、国家安全保障戦略の策定をはじめ、宇宙基本計画において安全保障への取組が盛り込まれる等、各分野での安全保障に関する取組が進められており、海洋政策においても安全保障に関する取組を進めていく必要がある。海洋に関する様々な施策は相互に密接に関連しており、各施策を所掌する関係省庁が横断的にまたがることから、政府としての総合的・統合的判断のもとに、一体となった横断的な取組の強化が必要である。

海洋基本法の目的である「わが国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安心向上及び海洋と人類の共生」を実現するためには、海運や水産、海洋資源開発、海洋調査・観測といった海洋に関する様々な施策が、海洋の安全保障の実現と密接な関連をもつことを認識する必要がある。

したがって、海洋基本法の目的に沿って、我が国の海洋利用を発展させていくためには、国家安全保障戦略における様々な戦略的アプローチを踏まえて、海洋における安全保障環境の改善につながるような形で海洋政策を推進しつつ、これらの活動の推進や発展を図ることが重要である。

## (2) 国際連携・協力

安全保障環境が複雑化、多様化する中、我が国一国のみでは、安全保障を実現することは極めて困難である。したがって、同盟国をはじめ、友好国との連携・協力関係を構築していくことが極めて重要である。

また、特に「法の支配」に基づく自由で開かれ安定した海洋を実現することは、我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出す上で欠かせない取組である。よって、いかなる問題も力ではなく、国際法に基づいて平和的・外交的に解決していく必要がある。

さらに、「法の支配」の実現のためには、各国の法執行が国連海洋法条約をはじめとする種々の国際法と整合的な形で運用されなければならない。我が国は「法の支配」の重要性を国際的に訴えていくことが重要であるが、その際には、各国の法執行が国際法と整合的に運用されるよう求めていく必要がある。また、海賊等事案、密輸、密航、密漁、テロなどの国際犯罪を効果的に取り締まれるようにするため、我が国は各国の海上法執行機関との連携・協力を一層進めていくとともに、シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援を積極的に進めていくことが求められている。

国際協力の分野では、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」における14番目の目標

として、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」とされたことを踏まえた対応が必要となる。

これらを踏まえつつ、海洋に関する個別の施策の推進にあたっては、国際連携・協力の視点を常に念頭に置くことが不可欠である。

### (3) 方向性と時間軸

次期海洋基本計画においては、国家安全保障戦略において示されている我が国の海洋における安全保障環境が直面する様々な課題を認識し、海洋の安全保障を幅広く捉え、海洋政策の観点からも様々な課題に取り組む必要がある。従来のセーフティー、セキュリティの概念にとらわれず、平素から関係省庁間による適切な連携体制を構築し、海洋の安全保障を総合的に捉え、防衛・外交のみならず、法執行、海上交通、経済、資源開発や科学技術、人材育成、国境離島の保全・管理、環境保護等、様々な分野の総合的な観点から、それぞれの分野における計画に基づき、海洋における様々な課題に対して着実に取り組み、事態の未然防止やエスカレーション防止の観点からも、諸外国との連携・協力を含めた安全保障環境の維持・改善に取り組む必要がある。

このような複雑な取組を行うにあたっては、約10年程度の長期的な視点から海洋政策を見据え、現状の課題を踏まえつつ、今後5年間の計画を策定する必要がある(各施策の定性的・定量的な目標の設定に関しては、次期基本計画全体にかかわる事項であり、基本計画委員会での検討を踏まえたものとする)。施策の推進にあたっては、不断の見直しを行っているが、各施策を確実に実施するとともに、今次の海洋基本計画の観点からは、海洋政策における安全保障のアプローチとして、以下のように海洋に関する施策を捉え、海洋の安全保障環境を維持・改善していく必要がある。

## **3 「海洋の安全保障」として捉えられる施策**

本小委員会においては、海洋政策として従来から海洋の安全確保のためにとられてきた取組を中心に据え、これまで安全保障の観点から整理されてこなかったが、海洋の安全保障の実現のための基盤となる施策、あるいは、それぞれの施策を推進することにより、それらが海洋の安全保障のための補強となる施策についても、それらの安全保障上の意義を捉え、以下(1)、(2)のように整理した。

次期海洋基本計画で取り扱う「海洋の安全保障」の対象は、「国家安全保障戦略(IV 1(4))」における「海洋安全保障」を含む広い範囲において安

全保障に関連する施策を整理するとともに、同戦略及び第1期・第2期海洋基本計画を踏まえたものとする。

なお、本小委員会では、防衛に係る事項は、海洋政策で取り扱う範囲を超えるものがあり、また、秘密保持の観点から検討に限界があるため、議題として取り上げないものとした。もっとも、「海洋の安全保障」の中核には防衛が存在することを十分に認識して作業を進めた。なぜなら、海洋基本法第21条において、「国は、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。」とされ、海洋における「我が国の平和及び安全の確保」が明記されているためである。

本小委員会は、海洋基本計画において取り上げるべき防衛以外の「海洋の安全保障」に関する施策の提言を行うが、海洋基本計画における「海洋の安全保障」の中核の防衛については、国家安全保障戦略に基づき、政府においてしかるべき対応がなされるべきと考える。

#### (1) 海洋の安全保障の施策

「国家安全保障戦略」における「戦略的アプローチ」で主要な施策として位置付けられているものに関し、従来から海洋政策として推進してきたものであり、かつ第1期・第2期海洋基本計画で「海洋の安全の確保」として記載されてきた施策を、次期計画における「海洋の安全保障の施策」として整理する。

##### ○「海洋の安全の確保」

- ・ 法執行による治安の確保  
(秩序維持・犯罪の取締、海賊対策等)
- ・ 海上交通における安全対策  
(船舶安全性向上、航行の安全確保、海難救助等)
- ・ 海洋由来の自然災害への対策

#### (2) 海洋の安全保障の実現のための基層となる施策

海洋における安全保障を考える上で、(1)の海洋の安全保障の施策との対比において、「基層」という考え方をを用いた。これらの基層となる施策は、これまで安全保障との関連性についての位置付けが必ずしも意識的かつ明確に整理されておらず、海洋調査や科学技術・研究開発、海洋環境の保全・保護など、それぞれの施策の本来の行政目的に基づいて推進されてきた。「海洋の安全保障」に含まれる施策を考えるにあたっては、すでに

述べた海洋を巡る安全保障環境の変化を踏まえると、総合的な安全保障への取組が求められることから、海洋政策を安全保障の観点から幅広く捉え、「海洋の安全保障」との関連性を明らかにすることが重要である。

すなわち、「海洋の安全保障」の実現のための基層となる施策は、本来別の行政目的を持つものであるが、同時に「海洋の安全保障」を実効ならしめて、効果的に施策を推進していく役割も果たすためのものである。その理解に立った上で、本小委員会においては、この基層となる施策について、一つは、「海洋の安全保障」と密接な関係性を有し、「海洋の安全保障」の実現の基盤となる施策、もう一つは、「海洋の安全保障」を強化する効果をもつ施策の2種類に分類し、前者を「海洋の安全保障の実現の基盤となる施策」、後者を「海洋の安全保障の補強となる施策」として整理した。

#### ○海洋の安全保障の実現の基盤となる施策

- ・ 海洋状況把握（MDA）体制の確立
- ・ 国境離島の保全・管理
- ・ 海洋調査、海洋観測
- ・ 科学技術、研究開発
- ・ 人材育成、理解増進

#### ○海洋の安全保障の補強となる施策

- ・ 経済安全保障：海洋資源の開発及び利用の促進、海上輸送の確保、海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ・ 海洋環境の保全・保護

仮に、これらの施策への取組が停滞することになれば、海洋の安全保障の実現のための「基層」としての役割も損なわれることにつながり、したがって、これらの施策への取組に当たっては、4(2)①及び②に示すように、それぞれがどのような観点から安全保障へ寄与し得るのかという意義を十分に認識した上で、施策を推進する必要がある。

## **4 次期海洋基本計画に対する施策の提言**

### (1) 海洋の安全保障の施策：「海洋の安全の確保」

海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国にとって、海洋資源の開発及び利用、安定的な海上輸送等が確保されるとともに、海洋における秩序が維持されることが不可欠であることに鑑み、我が

国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講じる必要がある。

下記に記述する法執行による治安の確保、海上交通における安全対策、海上由来の自然災害への対応のいずれについても、海上保安体制の強化が急務である。慎重を要するが、円滑な法執行のための法整備も含めた制度整備をさらに考えることもあり得る。政府においては、尖閣諸島周辺海域における領海侵入事案に対して、これまで尖閣領海警備専従体制の整備を進め、平成 28 年 12 月の関係閣僚会議においては「海上保安体制強化に関する方針」を決定しているところであるが、我が国周辺海域において海上保安庁が直面する多岐にわたる課題に適切に対応するためには、この方針に基づき海上保安体制を着実に強化することが極めて重要であり、この点を次期海洋基本計画において重点的施策として位置付けることを提言する。

また、法執行による治安の確保、海上交通における安全対策、海洋由来の自然災害への対応のいずれについても、関係省庁間における情報共有、現場での警戒監視活動及び事態対処等、様々な観点からの連携が重要である。特に、現場で法執行活動を行う海上保安庁及び水産庁並びに平素からの警戒監視活動を行う防衛省（海上自衛隊）によるそれぞれの業務及び任務の確実な実施を確保するとともに、関係省庁間の連携強化や海上において活動する政府関係機関や民間からの情報提供を含めた連携体制の構築が必要である。このような組織間における連携のみならず、宇宙政策を遂行する組織との連携、諸外国の法執行機関等を含めた連携体制を確保していく必要がある。

また、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、大規模な自然災害等が発生した場合の対応や、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止対策についても十分な備えが必要であり、これらは、焦眉の急である。

#### ア 法執行による治安の確保（秩序維持・犯罪取締・海賊対策等）

近年の諸外国が関与する我が国の同意を得ない海洋調査の活発化や、近隣諸国が関与する違法漁業等に照らせば、実効的な法執行は我が国の海洋政策における喫緊の課題である。法を守らない近隣諸国に対してこれらを遵守するよう求めることは当然であるが、我が国としても、管轄海域において法執行が適切に行われているか、常時チェックし、必要に応じ措置を講ずる必要がある。

この点で、法の支配する海洋の実現のため、海洋の現場において、国際法及び国内法に則り、冷静かつ的確に事態に対応し、事態のエスカレーシ

ョンを防止するような法執行が求められる。また、不測の事態にシームレスに対応するための体制の構築や、省庁間の意見交換、情報共有、訓練の実施などを通じて連携を深めていくとともに、人材育成・確保等の施策を進めていくことが重要である。また、近隣諸国との摩擦の根本的な原因となっている境界画定交渉を着実にすすめていくことも必要である。

さらに、効果的な海賊事案等への対策は、我が国の海上輸送の観点から、極めて重要である。海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援に取り組む必要がある。

#### イ 海上交通における安全対策（船舶安全性の向上、航行安全確保、海難救助等）

海洋における安全の確保は、外的な脅威等への対応のみではない。我が国沿岸域を含む周辺海域では、減少傾向にはあるものの、年間2千件を超える船舶事故が発生しており、船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度や、事故や災害の発生した際の救助等、さらには、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の管理・運用といった、航行の安全を確保するための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策も重要である。加えて、我が国周辺海域のみならず、我が国にとって重要なシーレーンについても、国際社会や沿岸国と連携し、航行安全の確保を図ることが重要である。

また、船舶事故等による捜索救助や、地震・津波等による自然災害への対応の体制については、小型の船舶の位置情報が必ずしも正確に把握されておらず、船舶事故や自然災害により救難の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、船舶等の位置を把握できる体制を構築する必要がある。また、こういった事案に適切に対応するための、関係省庁間の情報共有体制を確立することも必要である。

#### ウ 海洋由来の自然災害への対応

津波、高潮等の海洋由来の自然災害への対策についても、我が国の国土、並びに国民の生命、身体、及び財産を保護するため、災害の未然防止、災害発生時における被害の拡大防止及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む必要がある。自然災害については、未然にこれをすべて防ぐことは難しいため、平素から被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、如何に被害を軽減させるかが重要である。海洋由来の自然災害への対応に関する施策は、減災のために取り組むべき施策と、災害の未然防止、被害



拡大防止、災害復旧というフェーズに応じた施策を行うとともに、大規模な災害発生時などの非常事態等における過去の教訓に基づき司令塔のあり方について、検討しておく必要がある。また、上記イで言及した小型の船舶の位置情報の把握及び関係省庁間の情報共有体制の必要性については、地震・津波等による自然災害への対応においても同様である。

参考：海洋の安全保障の中に含まれる現行計画の下での施策の取組（例）

A. 法執行による治安の確保

- ・警戒監視、情報収集及び事案対処のための体制の整備
- ・関係省庁間の連携強化
- ・海上犯罪等の未然防止のための対策
- ・沿岸及び離島における安全の確保のための取組
- ・海上における海賊行為、武装強盗、テロ等への対策
- ・大量破壊兵器拡散阻止等
- ・国際社会との連携強化等

B. 海上交通における安全対策

- ・航行船舶の安全確保、安全性の向上
- ・海難救助、事故災害対策等
- ・我が国の沿岸や沖合で発生する海難事故等への対応
- ・船舶火災や油の流出等に起因する海洋汚染への対応
- ・油流出事故による沿岸域への影響
- ・旅客船や大型船等の転覆、火災等重大海難への対応
- ・情報提供体制の強化による安全航行のための対応等

C. 海洋由来の自然災害の対策

- ・南海トラフ地震等による広域地震津波災害への対応
- ・高潮、高波等による広域災害への対応
- ・定期的かつ継続的な防災訓練の実施
- ・船舶海難等の未然防止のための体制、制度等

(2) 海洋の安全保障の実現のための基層となる施策

① 海洋の安全保障の実現の基盤となる施策

ア 海洋状況把握（MDA）の体制確立

MDAは、現行の基本計画には明記されていないものの、平成28年の総合海洋政策本部決定等において、海洋安全保障を含む様々な海洋の

利活用を目的として進められている取組であり、海上保安庁における「海洋状況表示システム」の整備をはじめとした、海洋情報の効果的な集約・共有・提供を行うための体制整備等を推進することは、海洋の安全保障を支える情報共有の重要な基盤となる。具体的には、我が国の周辺海域を航行する船舶の動静をはじめとした、動的でリアルタイム性の高い海洋情報を収集し、これらの広域・広範な情報を海洋監視へ活用できるようにすることは、海洋権益を確保していくという重要な意味をもつ。

また、MDAは、海上安全確保や、海難救助・災害対処などへの活用も想定されており、「海洋の安全保障」実現になくはならない重要な取組であり、速やかな体制確立が必要である。以上を踏まえ、MDAについては、次期海洋基本計画において、重点的施策として位置付けることを提言する。くわえて、MDAは、国内外を問わない、情報共有に係る連携の取組でもあり、国際連携・協力の手段としても非常に有効な役割を果たすものである。MDAの体制確立に当たっては、透明性の確保と相互の不理解から生じる意図しない衝突や偶発的な事故や、エスカレーションの未然防止等の効果を考慮しつつ、国際社会との連携を進める必要がある。

なお、政府が提供する情報に関しては、安全保障上の観点から、提供の適否について適切な判断（データポリシー）が行われる必要があり、これらの判断を行う体制等について検討する必要がある。

## イ 国境離島の保全・管理

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島については、低潮線を含めその保全・管理を行うことが、我が国の広大な排他的経済水域等における、海洋資源開発と利用等の利益をもたらすための施策になる。同時にそれは、我が国の領域保全の観点からも重要な施策であり、国家安全保障戦略上も領域保全に関する取組の強化に関する施策として取り上げられている。したがって、国境離島の保全・管理については、次期海洋基本計画において重点的施策として位置付けることを提言する。具体的には、以下のような取組を進めるべきである。

国境離島と言われる大小様々な500島にも及ぶ離島が存在し続けることが重要であることから、その物理的な状況を衛星画像等により継続的に把握していくとともに、低潮線の保全、沖ノ鳥島の侵食対策等の保全・管理を推進していくことが必要である。また、国境離島には所有者不明の土地が存在すると想定されることから、国家安全保障の観点から

土地所有の状況を把握し土地利用のあり方について検討するといった施策を推進する必要がある。

さらに、国家安全保障戦略を踏まえ、海洋における我が国の海洋権益を確保するための活動として、今後、海洋監視、領海警備、違法操業の取締等を一層強化していく必要がある。いわゆる有人国境離島法が平成28年4月に成立し、平成29年度には同法に基づく新たな国の財政措置が講じられるなど、海洋の安全保障実現のための基盤となる重要な施策が新たに着手されたところであり、有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策により、当該地域の拠点機能を維持していく必要がある。また、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における港湾施設の整備・管理の推進や無人国境離島への拠点施設の設置など、関係施策に取り組んでいく必要がある。

#### ウ 海洋調査、海洋観測

海洋調査及び海洋観測には、多様な目的及び効果があり、海洋調査及び海洋観測は、例えば、海図、水路図誌等の作成といった航行安全のための目的や、排他的経済水域等の根拠となる領海基線の確定、大陸棚の延長や境界画定交渉への活用等、海洋権益確保にも資するものである。

また、防災という観点から津波襲来時のハザードマップ等への活用や、海洋環境の保全・保護、海洋資源開発のための科学的なデータの収集といった、我が国の安全保障を維持するうえで基盤となる情報の収集のみならず、航海安全、海洋権益確保、防災、海洋環境の保全・保護、海洋資源開発といった多様な目的での活用が可能である。ゆえに、海洋調査、海洋観測の能力向上を不断に図り、それらを計画的に実施していく必要がある。さらに、これらの調査が国連海洋法条約に基づき適切に行われていることは、法が支配する海洋秩序の維持・強化に向けて主導的な役割を果たすという意味を持つ。

また、海洋調査、海洋観測による国際連携・協力の推進は、我が国の国際社会における主導力・発言力の向上に大きく寄与するものである。

#### エ 科学技術、研究開発

わが国の技術力は、経済力や防衛力の基盤であり、科学技術の促進を図ることは、海洋の産業振興に直結するだけでなく、海洋の安全保障に関連する様々な分野における基盤としての意義がある。安全保障分野及び民生分野の両方で活用可能なデュアルユースを意識した海洋に関連

する研究開発、技術力の向上を図ることは、長期的な観点からも重要である。

また、科学技術基本計画においては、「分野が異なる個別システムが相互に連携することにより、自立化・自動化の範囲が広がり、社会のいたるところで新たな価値が生み出されていく。これにより、・・・幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化、国民にとって豊かで質の高い生活の実現の原動力になることが予想される。」とされ、このような取組は、MDAの体制確立においても重要な意味を持つ。

このため、上記基本計画における「Society5.0」の概念を海洋分野でも適応すべく、無人機（AUV、ROV等）やドローン等のハード面での技術開発及びそれらのネットワーク化を今後一層推進していくとともに、これらの技術に加え、衛星関連・海洋監視技術、データ・情報の取得・解析技術等について、安全保障に直結する重要な技術として発展させ、統合的な理解と活用を図るべきである。

これらの実現により、統合的な国力の向上を図り、我が国に有利な海洋における安全保障環境を創出することにもつながる。

#### オ 人材育成、理解増進

海洋に関する様々な活動が、海洋における安全が確保された上に成り立つという認識を広く国民に周知するとともに、海洋の安全保障に関する知見を持つ人材を育成していくことは、海洋人材を広く育成していくことの一環としても重要である。国家安全保障戦略に記載されている社会基盤の強化や知的基盤の強化という観点から、海洋に関する人材育成、理解増進に努める必要がある。また、こういった人材育成、理解増進は、海洋に関する様々な情報を国内外へ向けて発信するために、様々な国際会議、国際機関等に人材を送ることにもつながるといった重要性をもつ。

参考：海洋の安全保障との関連性において、上記ア～オの施策が海洋の安全保障の観点からどのように整理できるかをまとめたもの（案）

##### A. 海洋権益の確保

- ・我が国の海洋権益確保のための海洋観測・海洋調査活動
- ・安全保障上の重要な基盤情報取得
- ・領域警備

##### B. 海洋監視機能の支援

- C. 海洋の秩序維持、法の支配の強化
- D. 国際連携・協力
- E. グローバルな安全保障環境の改善
- F. 社会基盤、知的基盤の強化
  - ・デュアルユース技術の確保
- G. MDA への貢献
  - ・海洋状況把握（MDA）の体制確立のための基盤等

## ② 海洋の安全保障の補強となる施策

### ア 経済安全保障

我が国の海洋権益確保の観点から、我が国管轄海域において適切に調査活動や漁業活動が行われることも必要である。また、排他的経済水域等の開発の推進のために、大陸棚の延長に関する施策を継続し、我が国の管轄する排他的経済水域等を国内外に明示していくことも海洋権益確保の観点から重要である。

海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関しては、資源安定供給のために供給源を多角化するという観点から「エネルギー安全保障」の視点が必要であり、我が国として海洋エネルギー・鉱物資源開発の産業化に取り組むことは経済安全保障の面からも意義がある。また、我が国が管轄海域を積極的に利用・管理することは、諸外国に対する管轄海域の明示や諸外国による不当な海洋調査を監視・抑制する意義がある。

水産資源については、水産基本計画や日本学術会議においても言及されているとおり、水産資源を管理・維持するための取組として、漁協や漁業者を中心とした国境警備機能を支援する側面や、管轄海域の積極的な利用による海洋権益の確保、海難発生時の漁業者を中心としたボランティア組織等による支援体制、または、水産資源自体が持つ食料安全保障上の意義等、多面的な性質を持っており、漁業者の持つネットワークを活用することは海洋の安全保障において重要である。

海洋国家である我が国において、経済活動・国民を支える重要な物流基盤である海運の安定的な海上輸送の確保は不可欠である。特に、日本籍船・日本人船員を中核とした安定的な海上輸送体制を確保するとともに、日本の海運会社が運航する船隊が国際競争力を維持・強化することが経済安全保障の観点から重要である。また、非常時の海上輸送網の維持のための多様な航路を確保することも重要である。

我が国の国際物流のほとんどを支える、シーレーンの安全確保の観点から、シーレーン沿岸国の港湾等のインフラは非常に重要な意味を持つ。特

に主要な港湾等における運営に我が国が関与していくことや、我が国の企業や国民によるグローバルな展開を支える物流ネットワークの国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾やLNGバンカリング拠点などの海上輸送拠点を整備することは、海洋における安全保障環境を戦略的に維持・改善する上からも重要である。

海運業・造船業といった海洋産業の振興及び国際競争力の強化は、経済力、防衛力の基盤である技術力の向上につながるものであり、我が国が高度な技術力を活かして国際社会に貢献し役割を高めていくことを通じ、我が国の安全保障環境を維持・改善することになる。

#### イ 海洋環境の保全・保護

我が国の管轄海域について海洋環境の保全・保護に関する取組を確実に実施し、その成果等を積極的に公表していくことは、我が国の管轄権を国内外に明示し、海洋における権益及び範囲の明確化につながる。

海洋環境の保全等は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の14番目の目標にも含まれている地球規模の課題の一つであり、「人間の安全保障」の観点から、海洋の安全保障上の意義をもつ。さらに、気候変動分野における国内排出削減の取組やその他、国際社会が直面する様々な環境に関する問題解決に取り組むことにより、本来の海洋環境に関する課題に取り組むことに加え、国際社会における信頼や発言力を強化していくという側面がある。特に、気候変動等に起因する海洋由来の自然災害等に関連し、我が国が収集したデータなどを共有することで、他国の自然災害等の影響を削減することは、我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出すことになる。

現在、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の議論が進んでいるが、国際公共財の利用及び保全についてのルールを守ることを求めていくことは、「法の支配」の享受の観点から、我が国にとって、望ましい安全保障環境を作り出すことにつながる。

参考：海洋の安全保障との関連性において、上記ア、イの施策が海洋の安全保障の観点からどのように整理できるかをまとめたもの(案)

- A. 経済安全保障の観点
- B. エネルギー安全保障の観点
- C. 食糧安全保障の観点
- D. 国際競争力の強化による安全保障への貢献
- E. 地球規模課題への対応

## F. 海洋権益

## G. 災害・事故への対応

### おわりに

これまで述べたように海洋の安全保障環境を維持・改善するために、政府として総合的・統合的な判断を行うとともに、戦略的に海洋政策を推進していくことは非常に重要である。このことを認識しつつ、次の第3期海洋基本計画においては、施策の実施の可否についても十分な検証を行い、これまでの計画において、生じた海洋政策上の問題や現場からの意見も十分に踏まえ、今後10年間を見据え、具体的に取り組むべき施策を明らかにし、我が国が総合的に取り組むべき重要な政策のひとつとして、他の施策と同様に、担当部局と工程表を明らかにし、海洋における安全保障環境の維持・改善に取り組んでいく必要がある。本提言を十分に踏まえて、次期海洋基本計画が策定されることを要望する。

## 海洋の安全保障小委員会 構成員等

## 1. 構成員

## (1) 参 与

- ・兼原 敦子 (委員長) 上智大学法学部教授
- ・高島 正之 合同会社 TMC コンサルティング代表
- ・古庄 幸一 元海上幕僚長
- ・前田 裕子 国立研究開発法人海洋研究開発機構監事、株式会社セルバンク取締役
- ・佐藤 慎司 東京大学大学院教授 ※第2回会合のみ出席

## (2) 有識者

- ・奥脇 直也 明治大学研究・知財戦略機構客員研究員、東京大学名誉教授
- ・佐藤 雄二 前海上保安庁長官、海上保安協会理事長
- ・福本 出 元海上自衛隊幹部学校校長、国家安全保障局顧問、  
株式会社石川製作所 取締役 東京研究所所長
- ・伊藤 俊幸 元海上自衛隊呉地方総監、金沢工業大学虎ノ門大学院教授  
※第3回、第4回会合のみ出席

## (3) 関係省庁

国家安全保障局、外務省、文部科学省、海上保安庁、防衛省

※そのほか、議題に応じて関係省庁等が参加

## 2. 海洋の安全保障小委員会 開催実績

第1回 (4月25日): 海洋基本計画において整理すべき海洋の安全保障について

第2回 (5月25日): 海洋の安全保障における施策とその連携 (1)

第3回 (6月 9日): 海洋の安全保障における施策とその連携 (2)

第4回 (7月10日): 海洋の安全保障実現のための基層 (1)

第5回 (8月 9日): 海洋の安全保障実現のための基層 (2)

第6回 (9月 8日): 「海洋の安全保障小委員会」報告書 (案) について

第7回 (9月22日): 「海洋の安全保障小委員会」報告書 (案) について